

B. LEAGUE ALL-STAR GAME 2026 IN NAGASAKI 関連事業実行委員会 公告第1号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託候補者を決定することとしたので、次のとおり公告する。

令和7年9月18日

B. LEAGUE ALL-STAR GAME 2026 IN NAGASAKI 関連事業実行委員会

会長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

B. LEAGUE ALL-STAR GAME 2026 IN NAGASAKI 関連イベント企画・運営等業務委託

(2) 業務内容

B. LEAGUE ALL-STAR GAME 2026 IN NAGASAKI 関連イベント企画・運営等業務委託に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月20日まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算限度額

11,032,000円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

提案者が満たすべき要件（以下「提案資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「行事の企画・運営・設営」の業種で登録がある者であること。
- (3) (2)の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定による入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は

破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

(7) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

(8) 委員名の公表から審査結果を委員長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、次の URL からダウンロードして取得すること。

（掲載期間：令和 7 年 10 月 28 日（火）午後 5 時 30 分まで）

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/65687.html>

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に 3 (2) の担当部署まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和 7 年 10 月 28 日（火）まで（長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。

(2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 8 階

B. LEAGUE ALL-STAR GAME 2026 IN NAGASAKI 関連事業実行委員会事務局（長崎市企画政策部 官民連携推進室内）電話：095-829-1261

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和 7 年 9 月 29 日（月）正午必着（提出期限内に下記提出場所に到達していること。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3 (2) の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書（第 1 号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 2 号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第 3 号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由

を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和7年9月29日（月）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式オ）を用いるものとし、電子メール又はFAXにより受け付ける。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和7年9月29日（月）午後5時30分必着

(3) 質問書送信先

B. LEAGUE ALL-STAR GAME 2026 IN NAGASAKI 関連事業実行委員会事務局（長崎市企画政策部 官民連携推進室内）

E-mail: kanminrenkei@city.nagasaki.lg.jp FAX : 095-829-1112

(4) 質問に対する回答

令和7年10月1日（水）までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式カ）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はFAXで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和7年10月29日（水）正午必着（提出期限内に下提出場所に到達していること。）

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法により提出すること。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

(2) ヒアリング予定日：令和7年10月31日（金）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式キ）にて通知する。

9 受託候補者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

【評価基準】

評価項目		評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	過去5年間の本業務と類似する事業の企画運営業務実績があるか、実績の内容・成果が本業務が想定する規模感等に見合っているか等を評価する。	5
	実施体制	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるか等を総合的に評価する。	5
実施方針等評価	業務理解度	本業務の目的、条件、内容の理解度を評価する。	10
	実施手順	①業務手順を示す実施フローの妥当性が高い場合、②業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に評価する。	5
提案内容評価	まちなかエリア	仕様書に示す内容を網羅出来ているか、エリアの特性を踏まえ、魅力的な提案になっているか評価する。	25
	かもめ広場	仕様書に示す内容を網羅出来ているか、エリアの特性を踏まえ、魅力的な提案になっているか評価する。	15
	出島メッセ長崎	仕様書に示す内容を網羅出来ているか、エリアの特性を踏まえ、魅力的な提案になっているか評価する。	5
	スタジアムシティエリア	仕様書に示す内容を網羅出来ているか、エリアの特性を踏まえ、魅力的な提案になっているか評価する。	10
	個別取組み間の連携や相乗効果等	上記個別エリア連携や相乗効果、業務目的達成のための創意工夫などについて総合的に評価する。	10
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がないか等、業務コストの妥当性について評価する。	10
合計			100

委員は次のとおりとする。

所 属 役 職	氏 名
長崎市企画政策部長	日向 淳一郎
長崎商工会議所 事務局長	高嶋 進
(一社) 長崎国際観光コンベンション協会 誘致課長	吉富 章
(公財) 長崎市スポーツ協会 事務局長	石本 智哉
(公財) 長崎平和推進協会 事務局長	中川 正仁
やってみゅーでスク	横田 絢巳
ながさき若者会議	出口 光太郎

(2) 決定及び非決定結果の通知

審査委員会からの報告に基づき、受託候補者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和 7 年 10 月 31 日（金）（予定）に通知する。

(3) 審査後について

受託者決定後、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定し、契約締結にあたっては、改めて本見積書を徴取する予定である。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て長崎市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当部署と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、

知り得た情報を一切漏洩してはならない。

12 担当部署

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所8階

B. LEAGUE ALL-STAR GAME 2026 IN NAGASAKI 関連事業実行委員会事務局

(長崎市企画政策部官民連携推進室内)

担当者：林田

電 話：095-829-1261

FAX：095-829-1112

電子メールアドレス：kanminrenkei@city.nagasaki.lg.jp